

令和 8 年 2 月 9 日 午前 11 時 29 分受領

令和 8 年 2 月 9 日

日出町議会議長 金元 正生 様

議員番号・氏名 14番 森 昭人

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 要 旨	質 問 項 目	備 考
1 幼稚園・小中学校の安全対策の再点検（カスハラ対策ガイドライン）	令和7年5月、東京都立川市の小学校において、校舎2階の教室へ男2名が侵入し、教員5名が暴行を受け骨折・打撲などのけがを負う事件が発生した。母親が継続的に学校へ相談していた経緯があり、事件当日も長時間の話し合い後、関係者2名が校舎内へ侵入したと報じられている。	近年、学校現場では保護者からの相談・要望が増える一方で、強い言動や長時間の要求など、教員が過度な負担を抱えるケースが全国で問題となっている。こうしたなか、全国の教育委員会では、面談時間を30分以内に制限したり、やり取りの録音、弁護士の同席、暴言時の警察通報などを盛り込んだガイドラインづくりが進められている。教員が安心して働けることは、子どもたちの安全と学びを守る前提であることから、日出町教育委員会としても、同様の“カスハラ対策ガイドライン”の検討を進めるべきではないか、見解を伺う。	



質問事項	質問要旨	質問項目	備考
2 「火葬条例」の制定	<p>本町における火葬・埋葬に関する判断の在り方について、現行制度が首長の裁量に大きく依存している状況を踏まえ、その妥当性を問うものである。また、本質問は、特定の宗教や個人の権利を否定する趣旨ではない。憲法上の自由や宗教的配慮は当然尊重されるべきである。その上で、埋葬は公衆衛生や土地利用など地域社会全体に関わる行政課題でもあることから、町としての判断基準や考え方を制度として整理し、将来にわたり安定的かつ説明可能な行政運営を確立する必要があるのではないかとこの観点から、町長の見解を問うものである。</p>	<p>① 町長の「条例をつくったとしても基本的には、その上位に墓地埋葬法というのがあるので効果に疑問符がある」という発言について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地埋葬法は、埋葬や墓地経営を市町村長の許可制としている。国が埋葬方法の細部まで一律に定めている制度ではなく、最終的な判断は市町村長に委ねられている。その上で、地方自治法は、法令に違反しない限り条例制定を認めている。法の枠内で町独自の基準を条例として定めること自体が適切でないとお考えなのか。 <p>② 町長の「国のガイドラインにより、市町村長に強い許可権限が与えられている」という発言について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要なのは「誰が決めるか」だけでなく、「どのような基準で決めるか」である。現条例は、公共の福祉や公衆衛生などの観点は示されているが、それらをどのように整理し、どう優先順位を付けるのかは明文化されていない。町として判断基準を制度として整理する必要があると考えるが、町長の見解を伺う。 <p>③ 町長の「公共の福祉・公衆衛生・宗教的感情の三点から、その時々トップが判断すべき」という発言について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ重要な視点だが、制度として明文化されていなければ、首長が交代した場合に判断の方向性が変わる可能性がある。行政の安定性という観点から、町長が代わっても判断が大き 	

質問事項	質問要旨	質問項目	備考
		<p>く変わらないよう、制度として一定の枠組みを整えるべきと考えるがいかがか。</p> <p>④ 町長の「憲法上の自由や宗教的配慮の観点から慎重であるべき」という発言について ・公衆衛生や土地利用の観点から合理的かつ必要最小限の範囲でルールを設けることは、直ちに憲法上問題となるという考えなのか。</p> <p>⑤ 中津市では、条例において「埋葬禁止地域を指定できる」と定め、施行細則により市内全域をその地域として指定している。その結果、焼骨以外の埋蔵を原則認めない制度を構築し、現に運用している。これは墓地埋葬法違反として無効とされているものではない。 以上を踏まえ、本町においても同様の制度整理を検討する考えはないか。「できない」のか、「できるがやらない」のか、その理由を明確に示されたい。</p>	
3 「ふるさと納税」の推進	ふるさと納税を、第6次総合計画に掲げる目標達成に向けた戦略的財源として位置付け直す必要があると考える。	寄附額拡大に向けた中長期目標の設定、事業投資と連動した活用方針、企業版ふるさと納税や外部専門人材の活用を含め、町長は今後、どのような考えと体制でふるさと納税を推進していくのか。	